

公 募 要 領

1. 事業名

令和3年度文化庁メディア芸術祭地方展の企画・運営

2. 事業目的

文化庁メディア芸術祭地方展を開催することで、地方において優れたメディア芸術を鑑賞する機会を提供することにより、地方におけるメディア芸術の認知度の拡大や、メディア芸術の振興及び普及を促進し、もって我が国のメディア芸術の創造とその発展に資する。

3. 事業内容

別紙「仕様書」のとおり。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出先及び問合せ先

〒605-8505

京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

文化庁 地域文化創生本部 暮らしの文化・アートグループ

TEL: 075-330-6731

e-mail: kurashi@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

提出書類は、郵送又は持参、電子メールにより提出すること。

(郵送の場合)

- ・簡易書留、特定記録郵便等により送付すること。
- ・紙媒体及びPDF形式の電子データで提出すること。

(持参の場合)

- ・受付時間：平日10時～18時（12時～13時を除く）
- ・紙媒体及びPDF形式の電子データで提出すること。

(電子メール)

・ P D F 形式の電子データで提出すること。

件名を、「令和3年度文化庁メディア芸術祭地方展（企画提案者名）」とし、複数のメールに分けて送信する場合は、通し番号を付すこと。

※ 受信可能な電子メールのサイズは10MB未満です。分割しても10MB未満のデータ量とすることができない場合は、お問合せください。

(3) 提出書類（部数はすべて紙媒体での提出の場合）

- ① 企画提案書（別添様式1～4）……………10部（正本1部，複写9部）
以下についての提案を含むものとする。
 - ・ 事業計画（テーマ，開催場所，展示上映作品案等）
 - ・ 実施スケジュール
 - ・ 予算案
 - ・ 実施体制
 - ・ 類似業務に関する過去の実績
- ② 上記①の電子データ……………一式
P D F 形式の電子データを，C D - R 又は D V D - R ，電子メールにて提出すること。
- ③ 事業実施主体の体制，財政基盤及びこれまでの実績を明らかにする資料（様式任意）
（例 定款の写し，組織図，収支決算書等）……………10部
- ④ 誓約書（別添様式）……………1部
- ⑤ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は，その写し…1部
- ⑥ 任意団体に関する事項（別添様式5） ※任意団体の場合のみ……………1部
- ⑦ その他必要と思われる資料……………10部

(4) 企画提案書の作成方法

- ① 用紙サイズはA4判とする。カラー可。
- ② 企画提案書を提出する際には，組織の代表者名で，本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- ③ 企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ④ 企画提案書は，日本語で作成すること。また，金額は日本国通貨を単位として作成すること。
- ⑤ 企画提案書に記載する企画内容等は，簡潔明瞭で伝わりやすい内容にすること。
別紙を作成する場合は，企画提案書の各項目がどこに記載されているかを示し，必要な項目を記載すること。

(5) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和3年3月26日（金）18時（必着）

提出先：上記（1）に示す場所

(6) その他

- ① 企画提案書等の作成費用については，選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また，提出された企画提案書等については返却しない。

- ② 書類選考にて選定を行うため、企画提案書の作成には必要な内容が網羅されるよう留意すること。
- ③ 提出後の書類の差し替え、変更、追加等は一切認めない。

7. 本件に関する質問等

質問は、下記により電子メールで受け付ける。

質問先：6. (1)に同じ

受付期間：令和3年3月12日（金）18時まで

回答に関しては、電子メールにて行うが、審査に関する質問については回答できない。また、質問が多かったものについては文化庁HPにてQ&A形式で公開する。

8. 採択予定数及び積算見込

採択予定数：2件（2箇所） 採択件数は企画審査委員会が決定する。

積算見込額：1箇所あたり20,000千円（予算積算する際の目安とすること）

採択は、1事業者につき1箇所とする。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

企画審査委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書をもとに契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものであることから、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ

事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

12. スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| ① 公募開始 | 令和3年2月3日（水） |
| ② 企画提案書提出締切 | 令和3年3月26日（金） |
| ③ 審査
選定及び業務計画書の提出 | 令和3年3月下旬～4月中旬頃
令和3年4月中旬～4月下旬頃 |
| ④ 契約締結 | 令和3年5月頃 |
| ⑤ 契約期間 | 契約締結日から業務完了日まで |

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

13. その他

- (1) 事業実施に当たっては、委託契約書及び企画提案書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。
(文化庁委託業務実施要領→<https://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>)
- (2) 決定した企画内容等については、文化庁及び各審査委員の意見により変更を求めることがある。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文化庁へ届け出ること。
- (4) 本企画公募は、令和3年度予算及びその関連法案の成立を前提に行うものであり、それらの成立状況によっては、契約金額、スケジュール等を変更する場合がある。

※ [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出頂く必要がありますので、事前に御準備ください。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行振込依頼書
- ・その他必要と思われる資料